

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年1月20日提出
【計算期間】	第4期中（自 2021年4月21日 至 2021年10月20日）
【ファンド名】	NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用) NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)
【発行者名】	NNインベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 南原啓太
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア
【事務連絡者氏名】	高橋英則
【連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア
【電話番号】	03 - 4567 - 0652
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

(2021年11月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルグ	86,125,635	98.2
親投資信託受益証券	日本	300,695	0.3
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,285,287	1.5
合計(純資産総額)		87,711,617	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

(2021年11月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルグ	828,984,293	97.8
親投資信託受益証券	日本	3,399,054	0.4
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	15,113,561	1.8
合計(純資産総額)		847,496,908	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

[参考]NN短期債券マザーファンドの投資状況

(2021年11月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	801,932,684	36.2
特殊債券	日本	100,021,355	4.5
社債券	日本	1,006,458,386	45.5
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	305,935,833	13.8
合計(純資産総額)		2,214,348,258	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) [運用実績]

【純資産の推移】

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成31年 4月22日）	4	4	0.9963	0.9963
第2計算期間末（令和 2年 4月20日）	104	104	0.9717	0.9717
第3計算期間末（令和 3年 4月20日）	69	69	1.0465	1.0465
第4期中間期末（令和 3年10月20日）	85	—	1.0695	—
令和 2年11月末日	57	—	1.0237	—
12月末日	62	—	1.0267	—
令和 3年 1月末日	63	—	1.0270	—
2月末日	64	—	1.0274	—
3月末日	68	—	1.0354	—
4月末日	69	—	1.0465	—
5月末日	70	—	1.0462	—
6月末日	72	—	1.0595	—
7月末日	76	—	1.0718	—
8月末日	82	—	1.0763	—
9月末日	83	—	1.0657	—
10月末日	85	—	1.0742	—
11月末日	87	—	1.0824	—

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成31年 4月22日）	30	30	0.9796	0.9796
第2計算期間末（令和 2年 4月20日）	410	410	0.9456	0.9456
第3計算期間末（令和 3年 4月20日）	674	674	1.0421	1.0421
第4期中間期末（令和 3年10月20日）	838	—	1.0790	—
令和 2年11月末日	636	—	1.0087	—
12月末日	654	—	1.0136	—
令和 3年 1月末日	659	—	1.0153	—
2月末日	662	—	1.0176	—
3月末日	658	—	1.0277	—
4月末日	674	—	1.0430	—
5月末日	690	—	1.0438	—
6月末日	746	—	1.0627	—
7月末日	774	—	1.0762	—
8月末日	809	—	1.0837	—
9月末日	817	—	1.0693	—
10月末日	824	—	1.0853	—
11月末日	847	—	1.0991	—

【分配の推移】

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	0
第2期	平成31年 4月23日～令和 2年 4月20日	0
第3期	令和 2年 4月21日～令和 3年 4月20日	0
第4期中間	令和 3年 4月21日～令和 3年10月20日	—

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	0
第2期	平成31年 4月23日～令和 2年 4月20日	0
第3期	令和 2年 4月21日～令和 3年 4月20日	0
第4期中間	令和 3年 4月21日～令和 3年10月20日	—

【収益率の推移】

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

期	計算期間	収益率（％）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	0.4
第2期	平成31年 4月23日～令和 2年 4月20日	2.5
第3期	令和 2年 4月21日～令和 3年 4月20日	7.7
第4期中間	令和 3年 4月21日～令和 3年10月20日	2.2

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

期	計算期間	収益率（％）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	2.0
第2期	平成31年 4月23日～令和 2年 4月20日	3.5
第3期	令和 2年 4月21日～令和 3年 4月20日	10.2
第4期中間	令和 3年 4月21日～令和 3年10月20日	3.5

2【設定及び解約の実績】

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
---	------	---------	---------

第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	4,850,239	—
第2期	平成31年 4月23日～令和 2年 4月20日	104,861,500	2,195,932
第3期	令和 2年 4月21日～令和 3年 4月20日	36,086,674	77,008,249
第4期中間	令和 3年 4月21日～令和 3年10月20日	18,706,557	5,734,652

注:第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	30,695,815	—
第2期	平成31年 4月23日～令和 2年 4月20日	409,171,514	5,324,291
第3期	令和 2年 4月21日～令和 3年 4月20日	352,063,532	139,652,032
第4期中間	令和 3年 4月21日～令和 3年10月20日	153,279,350	23,399,908

注:第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの中間財務諸表は、第4期中間計算期間(令和3年4月21日から令和3年10月20日まで)について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間(令和3年4月21日から令和3年10月20日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期計算期間末 (令和 3年 4月20日現在)	第4期中間計算期間末 (令和 3年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	968,623	1,762,761
投資証券	68,471,670	83,089,134
親投資信託受益証券	300,781	300,723
流動資産合計	69,741,074	85,152,618
資産合計	69,741,074	85,152,618
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	7,897	8,453
未払委託者報酬	23,599	25,321
その他未払費用	19,705	21,170
流動負債合計	51,201	54,944
負債合計	51,201	54,944
純資産の部		
元本等		
元本	66,594,232	79,566,137
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,095,641	5,531,537
（分配準備積立金）	2,852,503	2,629,581
元本等合計	69,689,873	85,097,674
純資産合計	69,689,873	85,097,674
負債純資産合計	69,741,074	85,152,618

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 令和 2年 4月21日 至 令和 2年10月20日	第4期中間計算期間 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
営業収益		
受取配当金	794,487	493,532
有価証券売買等損益	3,590,383	1,123,874
営業収益合計	4,384,870	1,617,406
営業費用		
受託者報酬	12,955	8,453
委託者報酬	38,808	25,321
その他費用	33,683	21,920
営業費用合計	85,446	55,694
営業利益又は営業損失（ ）	4,299,424	1,561,712
経常利益又は経常損失（ ）	4,299,424	1,561,712
中間純利益又は中間純損失（ ）	4,299,424	1,561,712
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	164,758	100,202
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,048,066	3,095,641
剰余金増加額又は欠損金減少額	138,718	1,247,968
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	138,718	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,247,968
剰余金減少額又は欠損金増加額	116,002	273,582
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	273,582
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	116,002	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,109,316	5,531,537

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	（１）投資証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 （２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 受取配当金は、投資証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 （２）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期計算期間末 (令和 3年 4月20日現在)	第4期中間計算期間末 (令和 3年10月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 66,594,232口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 79,566,137口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0465円 (10,000口当たり純資産額) (10,465円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0695円 (10,000口当たり純資産額) (10,695円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第3期計算期間末 (令和 3年 4月20日現在)	第4期中間計算期間末 (令和 3年10月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 ○ 投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○ 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○ 金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

第3期計算期間 自 令和 2年 4月21日 至 令和 3年 4月20日	第4期中間計算期間 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
期首元本額 107,515,807円	期首元本額 66,594,232円
期中追加設定元本額 36,086,674円	期中追加設定元本額 18,706,557円
期中一部解約元本額 77,008,249円	期中一部解約元本額 5,734,652円

【NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期計算期間末 (令和 3年 4月20日現在)	第4期中間計算期間末 (令和 3年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	15,083,396	16,768,008
投資証券	656,173,440	818,611,785
親投資信託受益証券	3,400,027	3,399,378
流動資産合計	674,656,863	838,779,171
資産合計	674,656,863	838,779,171
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	71,814	83,448
未払委託者報酬	215,384	250,264
その他未払費用	180,247	209,017
流動負債合計	467,445	542,729
負債合計	467,445	542,729
純資産の部		
元本等		
元本	646,954,538	776,833,980
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	27,234,880	61,402,462
（分配準備積立金）	41,784,624	40,425,545
元本等合計	674,189,418	838,236,442
純資産合計	674,189,418	838,236,442
負債純資産合計	674,656,863	838,779,171

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 令和 2年 4月21日 至 令和 2年10月20日	第4期中間計算期間 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
営業収益		
受取配当金	7,039,824	8,663,376
有価証券売買等損益	17,583,659	17,774,320
営業収益合計	24,623,483	26,437,696
営業費用		
受託者報酬	63,294	83,448
委託者報酬	189,825	250,264
その他費用	167,100	216,293
営業費用合計	420,219	550,005
営業利益又は営業損失（ ）	24,203,264	25,887,691
経常利益又は経常損失（ ）	24,203,264	25,887,691
中間純利益又は中間純損失（ ）	24,203,264	25,887,691
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,975,712	444,069
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	23,626,181	27,234,880
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,852,397	9,743,586
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,852,397	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	9,743,586
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,124,698	1,019,626
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,019,626
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,124,698	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,670,930	61,402,462

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	（１）投資証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 （２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 受取配当金は、投資証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 （２）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期計算期間末 (令和 3年 4月20日現在)	第4期中間計算期間末 (令和 3年10月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 646,954,538口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 776,833,980口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0421円 (10,000口当たり純資産額) (10,421円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0790円 (10,000口当たり純資産額) (10,790円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第3期計算期間末 (令和 3年 4月20日現在)	第4期中間計算期間末 (令和 3年10月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 ○ 投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○ 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○ 金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

第3期計算期間 自 令和 2年 4月21日 至 令和 3年 4月20日	第4期中間計算期間 自 令和 3年 4月21日 至 令和 3年10月20日
期首元本額 434,543,038円	期首元本額 646,954,538円
期中追加設定元本額 352,063,532円	期中追加設定元本額 153,279,350円
期中一部解約元本額 139,652,032円	期中一部解約元本額 23,399,908円

（参考）

「NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）」および「NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）」は「NN短期債券マザーファンド」の受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

NN短期債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（令和 3年10月20日現在）

資産の部	
流動資産	
金銭信託	227,567,071
地方債証券	801,791,589
特殊債券	200,030,048
社債券	1,006,798,281
未収利息	2,514,183
前払費用	940,794
流動資産合計	2,239,641,966
資産合計	2,239,641,966
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	24,338
流動負債合計	24,338
負債合計	24,338
純資産の部	
元本等	
元本	2,138,508,999
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	101,108,629
元本等合計	2,239,617,628
純資産合計	2,239,617,628
負債純資産合計	2,239,641,966

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、償却原価法により評価しております。 ただし、時価と評価額に乖離が生じ、適正な基準価額の計算上必要と判断した場合には、速やかに時価に評価換えしております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（令和 3年10月20日現在）	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	2,138,508,999口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	

1口当たり純資産額	1.0473円
(10,000口当たり純資産額)	(10,473円)

（その他の注記）

(令和 3年10月20日現在)	
子ファンドの期首	令和 3年 4月21日
期首元本額	2,330,580,205円
対象期間中の追加設定元本額	159,347,285円
対象期間中の一部解約元本額	351,418,491円
期末元本額	2,138,508,999円
令和 3年10月20日現在の元本の内訳	
NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジなし）	10,702,256円
NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジなし）	4,107,878円
NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）	2,097,935円
NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）	715,026円
NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）	287,142円
NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）	3,245,850円
NNグローバルバランスファンドVA（株25型）（適格機関投資家専用）	45,590,293円
NNグローバルバランスファンドVA（株50型）（適格機関投資家専用）	20,231,940円
NNグローバルバランスファンドVA（株70型）（適格機関投資家専用）	18,261,327円
NNマネープールVA（適格機関投資家専用）	2,033,269,352円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

4[委託会社等の概況]

(1)[資本金の額]

(2021年11月末現在)

資本金の額:	4億8,000万円	
会社が発行する株式総数:	19,980株	
発行済株式総数:	9,350株	
会社設立後の資本金の額の増減:		
設立	1999年9月8日	資本金2億5,000万円
	2000年7月14日	資本金4億9,950万円に増資
	2001年4月27日	資本金8億3,500万円に増資
	2002年11月12日	資本金9億3,500万円に増資
	2007年5月2日	資本金4億8,000万円に減資

(2)[事業の内容及び営業の状況]

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2021年11月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	23	366,038
合計	23	366,038

(3)[その他]

定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実あるいは訴訟はありません。

5 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)ならびに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条および第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2) 法令の規定に基づき、委託会社の財務諸表については有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。また、第23期事業年度に係る中間会計期間(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)の中間財務諸表については有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別	第21期 (2019年12月31日)			第22期 (2020年12月31日)		
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金・預金		1,583,279			1,482,579	
立替金		396			1,518	
未収委託者報酬		68,941			65,772	
未収運用受託報酬		139,401			141,321	
未収投資助言報酬		2,366			3,824	
その他の未収収益		127,669			105,691	
前払費用		20,895			26,226	
流動資産計		1,942,951	89.5		1,826,934	87.1
固定資産						
有形固定資産 1		26,189			132,110	
建物附属設備	8,771			105,095		
器具備品	13,528			25,098		
リース資産	3,889			1,916		
無形固定資産		17,214			945	
ソフトウェア	17,214			945		
投資その他の資産		184,356			136,329	
長期差入保証金	104,779			79,212		
繰延税金資産	79,577			57,116		
固定資産計		227,761	10.5		269,386	12.9
資産合計		2,170,713	100.0		2,096,320	100.0

期別	第21期 (2019年12月31日)			第22期 (2020年12月31日)		
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
未払手数料		5,111			4,050	
未払投資顧問料		72,296			77,790	
未払投資助言料		17,296			17,969	
未払金		84,723			30,215	
未払費用		39,327			12,866	
リース債務		2,320			2,305	
未払法人税等		85,538			63,710	
未払消費税等		21,506			26,221	
預り金		10,806			9,203	
賞与引当金		104,086			132,594	
役員賞与引当金		22,638			33,400	
流動負債計		465,650	21.5		410,326	19.6
固定負債						
長期未払金		1,696			-	
リース債務		2,305			-	
賞与引当金		8,436			10,204	
役員賞与引当金		3,280			-	
退職給付引当金		631,771			620,795	
役員退職慰労引当金		50,168			10,107	
固定負債計		697,658	32.1		641,107	30.6
負債合計		1,163,308	53.6		1,051,434	50.2
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(純資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本						
資本金		480,000	22.1		480,000	22.9
資本剰余金						
資本準備金	240,000			240,000		
資本剰余金計		240,000	11.1		240,000	11.4
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	287,404			324,886		
利益剰余金計		287,404	13.2		324,886	15.5
株主資本合計		1,007,404	46.4		1,044,886	49.8
純資産合計		1,007,404	46.4		1,044,886	49.8
負債純資産合計		2,170,713	100.0		2,096,320	100.0

（２）【損益計算書】

	第21期 （自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日）			第22期 （自 2020年 1 月 1 日 至 2020年12月31日）		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬	375,975			279,620		
運用受託報酬	1,414,250			1,460,224		
投資助言報酬	2,367			11,708		
その他営業収益	496,866			443,171		
営業収益計		2,289,460	100.0		2,194,725	100.0
営業費用						
支払手数料		77,830			46,041	
支払投資顧問料		271,348			292,405	
支払投資助言料		67,045			68,165	
広告宣伝費		200			-	
調査費		126,059			127,242	
調査費	125,152			126,683		
図書費	906			559		
委託計算費		24,001			19,122	
業務委託費		2,951			2,816	
営業雑経費		33,582			20,470	
通信費	6,108			4,950		
印刷費	10,294			6,504		
協会費	3,900			4,038		
諸会費	2,135			1,101		
その他営業費用	11,143			3,875		
営業費用計		603,019	26.3		576,264	26.3
一般管理費						
給料		747,938			735,609	
役員報酬	78,400			60,717		
給料・手当	534,423			483,506		
賞与	11,561			3,201		
賞与引当金繰入額	103,715			134,363		
役員賞与	39			20,420		
役員賞与引当金繰入額	19,798			33,400		
福利厚生費		111,698			109,490	
交際費		6,963			1,234	
旅費交通費		33,811			4,266	
租税公課		24,283			22,960	
不動産賃借料		62,828			75,960	
退職給付費用		95,089			39,716	

	第21期 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)			第22期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
役員退職慰労引当金繰入額		11,667			9,717	
固定資産減価償却費		26,048			31,203	
経営指導料		29,214			-	
監査費用		17,580			15,252	
諸経費		96,629			78,889	
一般管理費計		1,263,751	55.2		1,124,302	51.2
営業利益		422,689	18.5		494,159	22.5
営業外収益						
受取利息	15			10		
受取配当金	146			137		
還付加算金	3			-		
雑益	3,970			361		
営業外収益計		4,135	0.2		509	0.0
営業外費用						
支払利息	118			72		
為替換算差損	3,361			2,780		
有価証券売却損	24			-		
雑損失	132			70		
営業外費用計		3,636	0.2		2,923	0.1
経常利益		423,188	18.5		491,745	22.4
特別損失						
固定資産除却損 1	-			15,059		
特別損失計		-	-		15,059	0.7
税引前当期純利益		423,188	18.5		476,686	21.7
法人税、住民税及び事業税		157,214	6.9		129,418	5.9
法人税等調整額		20,875	0.9		22,460	1.0
当期純利益		286,849	12.5		324,807	14.8

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算差 額等合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	480,000	1,320,000	-	1,320,000	320,605	320,605	2,120,605	65	65	2,120,539
当期変動額										
剰余金の配当			1,080,000	1,080,000	320,050	320,050	1,400,050			1,400,050
資本準備金の取崩		1,080,000	1,080,000	-						-
当期純利益					286,849	286,849	286,849			286,849
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								65	65	65
当期変動額合計	-	1,080,000	-	1,080,000	33,201	33,201	1,113,201	65	65	1,113,136
当期末残高	480,000	240,000	-	240,000	287,404	287,404	1,007,404	-	-	1,007,404

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	480,000	240,000	240,000	287,404	287,404	1,007,404	1,007,404
当期変動額							
剰余金の配当				287,325	287,325	287,325	287,325
当期純利益				324,807	324,807	324,807	324,807
当期変動額合計	-	-	-	37,481	37,481	37,481	37,481
当期末残高	480,000	240,000	240,000	324,886	324,886	1,044,886	1,044,886

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～18年
器具備品	4～15年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第21期 (2019年12月31日現在)	第22期 (2020年12月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 44,910千円	建物附属設備 7,269千円
器具備品 50,634千円	器具備品 25,365千円
リース資産 5,971千円	リース資産 7,943千円

（損益計算書関係）

第21期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	第22期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日
-----	1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
	建物附属設備 2,316千円
	器具備品 828千円
	ソフトウェア 11,914千円

（株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

第21期（自2019年１月１日至2019年12月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
普通株式	9,350	-	-	9,350

第22期（自2020年１月１日至2020年12月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
普通株式	9,350	-	-	9,350

２．配当に関する事項

第21期（自2019年１月１日至2019年12月31日）

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	配当の 原資	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年 ３月27日 株主総会	普通株式	1,080,000	資本剰余金	115,508.02	2018年12月31日	2019年3月28日
2019年 ３月27日 株主総会	普通株式	320,050	利益剰余金	34,229.97	2018年12月31日	2019年3月28日

第22期（自2020年１月１日至2020年12月31日）

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	配当の 原資	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年 ３月26日 株主総会	普通株式	287,325	利益剰余金	30,730.00	2019年12月31日	2020年3月27日

（リース取引関係）

１．所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産

管理部が主管するコピー機であります。

（２）リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達は行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長6ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

２．金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,583,279	1,583,279	-
(2) 未収委託者報酬	68,941	68,941	-
(3) 未収運用受託報酬	139,401	139,401	-
(4) その他の未収収益	127,669	127,669	-

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注２）長期差入保証金（貸借対照表計上額104,779千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	1,583,279	-
(2) 未収委託者報酬	68,941	-
(3) 未収運用受託報酬	139,401	-
(4) その他の未収収益	127,669	-
合計	1,919,292	-

当事業年度末（2020年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,482,579	1,482,579	-
(2) 未収委託者報酬	65,772	65,772	-
(3) 未収運用受託報酬	141,321	141,321	-
(4) その他の未収収益	105,691	105,691	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注2）長期差入保証金（貸借対照表計上額79,212千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	1,482,579	-
(2) 未収委託者報酬	65,772	-
(3) 未収運用受託報酬	141,321	-
(4) その他の未収収益	105,691	-
合計	1,795,364	-

（退職給付関係）

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	606,944 千円
退職給付費用	95,089 千円
退職給付の支払額	70,261 千円
退職給付引当金の期末残高	631,771 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	95,089 千円
----------------	-----------

当事業年度（自2020年 1 月 1 日 至2020年12月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	631,771 千円
退職給付費用	39,716 千円
退職給付の支払額	50,692 千円
退職給付引当金の期末残高	620,795 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	39,716 千円
----------------	-----------

（税効果会計関係）

第21期 (2019年12月31日現在)		第22期 (2020年12月31日現在)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	34,454千円	賞与引当金	43,725千円
退職給付引当金	193,448	退職給付引当金	190,087
役員退職慰労引当金	15,361	役員退職慰労引当金	3,094
未払費用	12,041	未払費用	3,939
未払事業税	5,504	未払事業税	5,017
資産除去債務	6,083	資産除去債務	992
その他	25,029	その他	7,970
繰延税金資産小計	291,923	繰延税金資産小計	254,828
評価性引当額	212,346	評価性引当額	197,711
繰延税金資産合計	79,577	繰延税金資産合計	57,116
繰延税金資産の純額	79,577	繰延税金資産の純額	57,116
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	30.6	法定実効税率	30.6
(調整)		(調整)	
評価性引当額の増減	0.1	評価性引当額の増減	5.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8
住民税均等割	0.2	住民税均等割	0.1
前期確定申告差異	0.0	前期確定申告差異	0.6
その他	0.6	その他	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.8

（資産除去債務関係）

第21期 （2019年12月31日現在）	第22期 （2020年12月31日現在）
記載すべき重要な事項はありません。	記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1．商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	米州	合計
1,414,290	84,784	414,409	1,913,484

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬571,807千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	米州	合計
1,460,414	121,863	332,826	1,915,104

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬279,620千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	1,382,255	資産運用業
Voya Investment Management LLC	387,961	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	1,435,750	資産運用業
Voya Investment Management LLC	332,826	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

前事業年度（自2019年１月１日 至2019年12月31日）

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	NNIPインターナショナルホールディングス	オランダ、ハーグ	18百万ユーロ	持株会社	(被所有) 直接100%	なし	経営指導	経営指導料の支払	29,214	未払金	29,194

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を持つ会社	NNインベストメント パートナーズ	オランダ、ハーグ	193,385ユーロ	投資顧問業	なし	なし	運用委託	業務受託報酬の受取	75,580	未収入金	26,678
							運用受託	業務委託報酬の支払	136,640	未払金	33,624
同一の親会社を持つ会社	エヌエヌ生命保険（株）	東京都千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資顧問	投資顧問料の受取	1,382,255	未収入金	131,020

（注）（１）上記（ア）、（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（２）取引条件及び取引条件の決定方針等

- １．経営指導料の支払についてはグループの方針に基づき計算しております。
- ２．投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
- ３．業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

当事業年度（自2020年１月１日 至2020年12月31日）

（ア）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を持つ会社	NNインベストメント パートナーズ	オランダ、ハーグ	193,385ユーロ	投資顧問業	なし	なし	運用委託	業務受託報酬の受取	116,870	未収入金	35,697
							運用受託	業務委託報酬の支払	121,831	未払金	29,742
同一の親会社を持つ会社	エヌエヌ生命保険（株）	東京都千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資顧問	投資顧問料の受取	1,435,750	未収入金	134,100

（注）（１）上記（ア）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（２）取引条件及び取引条件の決定方針等

- １．投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
- ２．業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

NN Group N.V.（ユーロネクスト・アムステルダム証券取引所に上場）

NN Insurance Eurasia N.V.（非上場）

NN Investment Partners Holdings N.V.（非上場）

NN Investment Partners International Holdings B.V.（非上場）

(1株当たり情報)

第21期 自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日		第22期 自 2020年 1 月 1 日 至 2020年12月31日	
1株当たり純資産額 107,743円78銭		1株当たり純資産額 111,752円55銭	
1株当たり当期純利益金額 30,679円06銭		1株当たり当期純利益金額 34,738円76銭	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
第21期 自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日		第22期 自 2020年 1 月 1 日 至 2020年12月31日	
当期純利益(千円)	286,849	当期純利益(千円)	324,807
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる当期純利益(千円)	286,849	普通株式にかかる当期純利益(千円)	324,807
普通株式の期中平均株式数(株)	9,350	普通株式の期中平均株式数(株)	9,350

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2021年 6 月30日)					
資産の部			負債の部		
科目	金額	構成比	科目	金額	構成比
		%			%
流動資産			流動負債		
現金・預金	1,337,250		未払手数料	3,977	
未収委託者報酬	64,212		未払投資顧問料	86,450	
未収運用受託報酬	147,141		未払投資助言料	19,497	
未収投資助言報酬	4,587		未払金	29,537	
その他の未収収益	110,236		未払費用	10,083	
前払費用	26,935		リース債務	1,127	
その他	1,548		未払法人税等	90,144	
流動資産合計	1,691,912	87.8	未払消費税等 2	31,827	
			預り金	9,292	
			賞与引当金	71,575	
			役員賞与引当金	16,821	
			流動負債合計	370,336	19.2
固定資産			固定負債		
有形固定資産 1	122,802		賞与引当金	5,433	
無形固定資産	755		役員賞与引当金	671	
投資その他の資産	110,905		退職給付引当金	640,052	
長期差入保証金	77,297		役員退職慰労引当金	16,209	
繰延税金資産	33,608		固定負債合計	662,366	34.4
固定資産合計	234,462	12.2	負債合計	1,032,702	53.6
			純資産の部		
			科目	金額	構成比
					%
			株主資本		
			資本金	480,000	24.9
			資本剰余金	240,000	12.5
			資本準備金	240,000	
			利益剰余金	173,672	9.0
			その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金	173,672	
			株主資本合計	893,672	46.4
			純資産合計	893,672	46.4
資産合計	1,926,374	100.0	負債純資産合計	1,926,374	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 自 2021年 1 月 1 日 至 2021年 6 月30日		
科目	金額	百分比
営業収益		%
委託者報酬	136,290	
運用受託報酬	760,787	
投資助言報酬	8,700	
その他営業収益	216,424	
営業収益合計	1,122,202	100.0
営業費用・一般管理費		
営業費用		
支払手数料	22,787	
支払投資顧問料	166,951	
支払投資助言料	37,810	
その他営業費用	76,294	
一般管理費 1	540,290	
営業費用・一般管理費合計	844,134	75.2
営業利益	278,067	24.8
営業外収益 2	80	0.0
営業外費用 3	4,793	0.4
経常利益	273,354	24.4
特別利益	450	0.0
特別損失	171	0.0
税引前中間純利益	273,632	24.4
法人税、住民税及び事業税	76,453	6.8
法人税等調整額	23,508	2.1
法人税等合計	99,962	8.9
中間純利益	173,670	15.5

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年 1 月 1 日 至 2021年 6 月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	480,000	240,000	240,000	324,886	324,886	1,044,886	1,044,886
当中間期変動額							
剰余金の配当				324,884	324,884	324,884	324,884
中間純利益				173,670	173,670	173,670	173,670
当中間期変動額合計				151,214	151,214	151,214	151,214
当中間期末残高	480,000	240,000	240,000	173,672	173,672	893,672	893,672

注記事項

（重要な会計方針）

１．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

（イ）リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8 ～ 18年

器具備品 4 ～ 15年

（ロ）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

（２）無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5 年)による定額法によっております。

２．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間（2021年6月30日）

1 有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備	11,870千円
器具備品	28,653千円
リース資産	8,902千円

2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

1 減価償却実施額

有形固定資産	9,382千円
無形固定資産	190千円

2 営業外収益のうち主要なもの

雑益	74千円
受取利息	5千円

3 営業外費用のうち主要なもの

為替差損	4,623千円
雑損	152千円
支払利息	18千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 株主総会	普通株式	324,884	利益剰余金	34,747.00	2020年12月31日	2021年3月29日

（リース取引関係）

1．所有権移転外ファイナンス・リース取引

（借主側）

（1）リース資産の内容

有形固定資産

管理部が主管するコピー機であります。

（2）リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1．固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりであります。

当中間会計期間（2021年6月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金・預金	1,337,250	1,337,250	-
（2）未収委託者報酬	64,212	64,212	-
（3）未収運用受託報酬	147,141	147,141	-
（4）その他の未収収益	110,236	110,236	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、ならびに（4）その他の未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注2）長期差入保証金（貸借対照表計上額 77,297千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	米州	合計
760,900	78,637	146,374	985,911

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬136,290千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	749,011	資産運用業
Voya Investment Management LLC	146,374	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

１株当たり純資産額 95,579円90銭

１株当たり中間純利益金額 18,574円35銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益 173,670千円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株主にかかる中間純利益 173,670千円

普通株式の期中平均株式数 9,350株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月18日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 野島 浩一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているNNインベストメント・パートナーズ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月24日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野島 浩一郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているNNインベストメント・パートナーズ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手

する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月20日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩 一 郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）の令和3年4月21日から令和3年10月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）の令和3年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和3年4月21日から令和3年10月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月20日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 野 島 浩 一 郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）の令和3年4月21日から令和3年10月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）の令和3年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和3年4月21日から令和3年10月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断

により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。